

日本学生支援機構

教員になった者に対する返還免除について

1 教員になった者に対する返還免除制度とは

この制度は、大学院で第一種奨学金（授業料後払い制度）を借りた学生のうち、在学中に「特に優れた業績」を挙げたと日本学生支援機構（JASSO）が認定し、かつ教職大学院を修了したうえで教員採用試験に合格し、正規教員として採用される予定の人が申請できる制度です。

申請後、大学による選考を経て返還免除の候補者としてJASSOに推薦され、翌年度4月1日時点で正規教員として勤務していることが確認されると、**大学院在学時の第一種奨学金が全額免除されます。**

2 対象者

以下の全てに該当する学生が対象です。

- ・令和7年度中に大学院第一種奨学金の貸与が終了する者。
- ・貸与終了時に在籍する課程において「特に優れた業績」を挙げた者。
- ・教職大学院を修了し、教員採用試験に合格して正規教員として採用される予定である者。

【対象外の学生】

以下の事業による支援を受けた博士課程の第一種奨学生は、返還免除の**適用対象外**となります。

- ・科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業
- ・次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）
- ・国家戦略分野の若手研究者及び博士課程学生の育成事業（BOOST）次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）

※本学では**教育学研究科・教職大学院（専門職学位課程）のみ**が対象です。

3 申請方法

申請は本人からの希望に基づき、「専攻分野に関する論文・発表・業績」などを総合的に審査して行
われます。

* 申請希望者は所属研究科の指示に沿ってください。

4 参考

1. 「特に優れた業績」とは

※全て専攻分野に関連し、その課程で得た教育研究成果（予定含む）であること。

○機構が定める評価基準（JASSO の HP に遷移します。）



2. 返還免除推薦可能数及び推薦について

返還免除者は、各年度において貸与期間が終了する者の 100 分の 30 以下であり、日本学生支援機
構がこれを決定する。なお、平成 30 年以降に入学した博士課程に係る割合は、関係機関の協議を踏
まえて引き上げられたため、修士課程と博士課程を合わせた全体では、概ね 100 分の 30 以下の範囲
で決定することとなる。

令和 8 年 1 月

学生支援課経済支援係奨学金担当